

「マルチステークホルダー方針」

当協会は、企業経営において、お客様、従業員、取引先、地域社会をはじめとする多様なステークホルダーとの価値協創が重要となっていることを踏まえ、マルチステークホルダーとの適切な協働に取り組んでまいります。その上で、価値協創や生産性向上によって生み出された収益・成果について、マルチステークホルダーへの適切な分配を行うことが、賃金引上げのモメンタムの維持や経済の持続的発展につながるという観点から、従業員への還元や取引先への配慮が重要であることを踏まえ、以下の取組みを進めてまいります。

記

1. 従業員への還元

当協会は、経営資源の成長分野への重点的な投入、従業員の能力開発やスキル向上等を通じて、持続的な成長と生産性向上に取り組む、付加価値の最大化に注力します。その上で、生み出した収益・成果に基づいて、当協会の状況を踏まえた適切な方法による賃金の引上げを行うとともに、それ以外の総合的な処遇改善としても、従業員のエンゲージメント向上や更なる生産性の向上に資するよう、教育訓練等に積極的に取り組むことを通じて、従業員への持続的な還元を目指します。

(個別項目)

具体的には、賃金の引上げについては、物価動向や経済情勢、経営状況、労働市場における競争力維持向上等を踏まえ、適切な還元に努めます。教育訓練等については、日常業務を通じた職場内教育を基本に、階層別研修や自己啓発支援等に取り組んでまいります。

2. 取引先への配慮

当協会はパートナーシップ構築宣言の内容遵守に、引き続き、取り組んでまいります。

なお、パートナーシップ構築宣言のポータルサイトへの掲載が取りやめとなった場合、マルチステークホルダー方針の公表を自主的に取り下げます。

- ・ パートナーシップ構築宣言のURL

【<https://www.biz-partnership.jp/declaration/126011-14-00-tokyo.pdf>】

また、消費税の免税事業者との取引関係についても、政府が公表する免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する考え方を参照し、適切な関係の構築に取り組んでまいります。

3. その他のステークホルダーに関する取組

「人と自然が共生する地域の振興及び健康で文化的な生活の増進に寄与する」という当協会の目的に基づき、ステークホルダーの皆さまからのご期待に応えられるよう、持続的に成長・発展していく企業を目指してまいります。

これらの項目について、取組状況の確認を行いつつ、着実な取組みを進めてまいります。

以上

2025年12月5日

(2026年3月2日 内容変更による更新)

一般財団法人休暇村協会

法人の名称

理事長 小野寺 聡

代表者の役職及び氏名